

自動車整備業における外国人技能実習制度の実態調査について（案）

自動車整備技能実習ガイドライン改訂後、3～4ヶ月の周知期間を設け、10月を目途に「調査1及び2」により実態調査を実施。

〈 調査1 〉

- 対象：紙面での周知を行った監理団体
- 方法：電話、FAX又メールにて実施

〈 調査2 〉：調査1終了後、実施

- 対象：調査1の結果の状況※及び平成30年度に実施した「自動車整備事業における外国人技能実習制度に関する実態調査」の際に対象とした監理団体及び実習実施者（自動車整備工場）とする。

※ 調査1の結果より、技能実習第3号を監理する監理団体があればそちらを優先とする。

- 方法：現地に赴き実施

なお、調査1及び2の調査内容については、協議会において実態調査実施の承認後、メールにより調整し最終決定とする。

【スケジュール】（案）

令和元年10月 自動車整備技能実習ガイドラインの活用状況及び技能実習実態調査開始（電話調査終了後、現地調査を実施）

令和2年 3月 外国人技能実習制度自動車整備事業協議会にて結果報告